令和８年 11 月時点

登録技術の活用促進の取組について

＜建設コンサルタント関係＞

設計業務等共通仕様書に次のとおり定めており、**登録技術を比較検討の対象**とすることとしています。

> 【設計業務等共通仕様書（令和８年８月）広島県　第 1209 条（抜粋)】
> 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS)、**広島県建設分野の革新技術活用制度等を利用**し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、**有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うもの**とする。なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。
> 　また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS)、**広島県建設分野の革新技術活用制度等を利用**し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、**有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計**を行うものとする。

＜建設工事関係＞

令和７年６月１日以降に公告する**工事の総合評価落札方式**において、**過去２年間**に登録技術の活用実績がある場合、評価項目として次表のとおり**加点**します。

評価内容	活用実績あり（工事３件以上）1.0 点 活用実績あり（工事３件未満）0.5 点 活用実績なし　0.0 点
対象業種	全ての業種 ※発注業種と同一業種の実績に限る

なお、優良建設工事等表彰における加点の制度は、令和８年度表彰（令和７年度に引渡しを受けた建設工事が対象）から廃止となっています。

■革新技術活用制度の活用に関する公表資料の掲載先一覧表

No	内容	公表資料の掲載先	URL 等
1	設計業務等共通仕様書	広島県の調達情報（トップページ> 技術管理基準等)	https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/file/gk_sekkeishiyousyo20250801.pdf 設計業務等共通仕様書 第１編 共通編 第２章設計業務等一般 第 1209 条 設計業務の条件 12
2	工事の総合評価落札方式における加点（R7.6～）	広島県の調達情報（トップページ　お知らせ（建設業関係説明会等))	https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/R07_k_setsumeikaishiryou.pdf 令和７年度建設業関係説明会用資料 P.28（3）

※制度改正が行われる場合があるため、上表の「公表資料の掲載先」より最新の内容をご確認ください。